

平成30年度国民健康保険の 特定健診を開始

市の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の予防・早期発見のため、特定健康診査（特定健診）を実施します。なお、対象の方には受診券等の必要書類を6月1日まで届くように発送しました。

▽平成30年4月1日以降継続して市の国民健康保険に加入している方で、平成30年度中に40～75歳になる方（6か月以上入院されている方など、一部対象にならない場合があります）

【健診項目】左表のとおり
他同じ年度内に特定健診を受けた場合は、人間ドック補助の対象となりませんので、ご注意ください

【市が実施する特定健診の対象とならない方】
▽生活保護受給者等の保険未加入の方、平成30年4月2日以降に保険が変わった方は対象となりません。12月に実施

▽75歳以上の後期高齢者医療制度加入者の方には、9月中旬に健診の受診券を送付します

【フォロー健診】
特定健診を受診する際に、希望をすればフォロー健診（健診項目は左表）を同時に受診することができます。フォロー健診は、市が実施する特定健診の対象とならない方も受診できます。

受診可能な医療機関はお問い合わせください。市ホームページをご覧ください。
▽国保年金課国民健康保険係 ☎042-387-9833、健康課健康係 ☎042-321-1240

特定健診の健診項目	
【基本的な健診項目】 ▷質問事項（問診票） ▷身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） ▷身体診察、血圧測定 ▷血液検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） ▷肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） ▷血糖検査（空腹時血糖およびHbA1C） ▷尿検査（尿糖、尿蛋白）	
【詳細な健診項目】 ▷貧血検査（赤血球、色素量、ヘマトクリット） ▷心電図検査 ▷生化学検査（クレアチニン） ▷眼底検査※内科健診の結果、医師の判断により実施	
フォロー健診の健診項目	
【内科項目】 ▷胸部レントゲン検査 ▷生化学検査（尿酸） ▷血液検査（白血球）	
【眼科項目】 内科健診の結果、医師の判断により実施 ▷眼底検査、視力検査、眼圧測定	

国民健康保険税の 税率等を改定

国民健康保険（以下「国保」）制度は、加入する皆さんが負担し合う国保税と国および都、市からの負担金などを財源に、医療費の一部を負担する助け合いの制度です。

国保は、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高い等の課題を抱え、厳しい財政状況となっております。

安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を図るため、平成30年度から都道府県も市町村とともに保険者となり、制度の安定化、標準化、広域化をめざします。これに伴い、国保税の賦課方式を東京都が採用する方式に変更し

ます。また、併せて課税限度額を引き上げ、低所得世帯に対する軽減措置の拡充を実施します。

被保険者の皆さんにはご負担をお願いすることとなりますが、国保財政の厳しい状況をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。なお、平成30年度国保税納税通知書は、7月中旬に送付します。計算方法等詳細につきましては、お問い合わせください。

国保年金課国民健康保険係 ☎042-387-9832

平成30年度国保税 税率等改定内容

区分	平成29年度	平成30年度	備考	
医療分	所得割	5.50%	▷医療分の平等割を廃止し、均等割および課税限度額を改定しました ▷軽減措置の5割および2割の対象世帯を拡充しました ※1 軽減措置においては、世帯内の国保加入者（国保に加入していない世帯主および特定同一世帯所属者も含む）全員の所得合計額である軽減判定所得を使用します ※2 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も引き続き同一の世帯に属する方をいいます	
	均等割	21,000円		26,000円
	平等割	6,600円		廃止
	課税限度額	540,000円		580,000円
後期高齢者支援分	所得割	1.95%	※1 軽減措置においては、世帯内の国保加入者（国保に加入していない世帯主および特定同一世帯所属者も含む）全員の所得合計額である軽減判定所得を使用します ※2 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も引き続き同一の世帯に属する方をいいます	
	均等割	14,000円		
	課税限度額	190,000円		
介護分（40～64歳の方）	所得割	1.90%	※1 軽減措置においては、世帯内の国保加入者（国保に加入していない世帯主および特定同一世帯所属者も含む）全員の所得合計額である軽減判定所得を使用します ※2 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も引き続き同一の世帯に属する方をいいます	
	均等割	16,000円		
	課税限度額	160,000円		
軽減措置 ※1	7割	33万円以下の世帯		
	5割	33万円+（27万円×被保険者および特定同一世帯所属者※2の数）以下の世帯	33万円+（27万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者の数）以下の世帯	
	2割	33万円+（49万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数）以下の世帯	33万円+（50万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数）以下の世帯	

職員募集

■年齢等要件▷65歳定年制のため、昭和28年4月2日以降に生まれた方▷国籍は問いません
他要項は、市ホームページからもダウンロードできます
問職員課人事研修係（〒184-8504住所不要・市役所本庁舎1階 ☎042-387-9808）



採用年度	区分	業務名	勤務時間	報酬等	資格等要件	募集人数	採用予定日	要項配布・申し込み
平成30年度	非常勤	保育園土曜日給食調理業務	土曜日、8：15～12：15または8：30～12：30	時給1,200円	-	1人	7月1日	6月8日（金）までに、職員課へ。郵送の場合は7日必着
		保育士補助業務	週5日、月曜～金曜日、7：00～11：00または15：30～19：00の間で、1日1.5～3時間勤務、週15時間程度（必要に応じ土曜日の勤務あり）	時給1,200円	-	7人		
		保育士業務	月曜～土曜日のうち週5日、7：00～19：00の間で、1日6時間勤務（割り振りは所属長が定める。必要に応じ時間外勤務あり）	月額185,900円	保育士証の交付を受けている方	若干名		
		母子・父子自立支援員兼婦人相談員業務	週4日～5日、8：30～17：30の間で、週30時間勤務（割り振りは所属長が定める）	月額202,700～244,000円	以下の要件をすべて満たす方 ▷社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの資格を有する方または地方公共団体およびその関係機関において、母子・父子自立支援員業務、婦人相談員業務、その類似業務いずれかの経験が2年以上ある方 ▷パソコン（エクセル、ワード）の操作ができる方	1人		
		用地取得専門業務	月曜～金曜日のうち週4日（割り振りは所属長が定める）8：30～17：00	月額185,900円	公共事業等に係る用地取得業務または用地取得に伴う補償額算定業務の経験を有している方	2人		